

令和6年10月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 13 件
(うち電気シェーバー1件、除湿機1件、
換気扇1件、ノートパソコン2件、照明器具1件、
自転車1件、タイマー(コンセント付)2件、
LEDヘッドライト(リチウムポリマー、充電式)1件、
エアコン(室外機)1件、ポータブル電源(リチウムイオン)1件、
リチウムイオン電池1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400727	令和6年10月3日	令和6年10月15日	電気シェーバー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202400728	令和6年10月1日	令和6年10月15日	除湿機	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	青森県	
A202400729	令和6年10月4日	令和6年10月15日	換気扇	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品 令和6年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400730	令和6年9月10日	令和6年10月15日	ノートパソコン	火災	当該製品の電源を入れようとしたところ、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月2日
A202400731	令和6年10月3日	令和6年10月15日	照明器具	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400732	令和6年5月15日	令和6年10月16日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がふらつき、ハンドルが操作できなくなり、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月7日
A202400733	令和6年3月25日	令和6年10月16日	タイマー(コンセント付)	火災	当該製品に電気ストーブを接続していたところ、電気ストーブから発火する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	電気ストーブに関する事故(A202400024)と同一 令和6年7月11日に消費者安全法の重大事故等(配線器具(コンセント、タイマー付))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月4日
A202400734	令和5年12月2日	令和6年10月16日	タイマー(コンセント付)	火災	当該製品に電気給湯器を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和5年12月21日に消費者安全法の重大事故等(電源用タイマー)として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月4日
A202400735	令和6年9月11日	令和6年10月16日	LEDヘッドライト(リチウムポリマー、充電式)	火災	事務所でテーブルに置いていた当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月3日
A202400736	令和6年 ※不明	令和6年10月16日	ノートパソコン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月1日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400737	令和6年9月28日	令和6年10月16日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202400738	令和6年9月28日	令和6年10月16日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和6年10月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400739	令和5年10月7日	令和6年10月16日	リチウムイオン電池	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和5年11月9日に消費者安全法の重大事故等(照明器具(LED投光器、充電式))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし